

政令第 号

船員法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

船員法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年五月十三日とする。ただし、同法第一条中船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十七条の二から第百十七条の四までの改正規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

理由

船員法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。